



提携しているみのり税理士法人が主催されたセミナーで、国税庁長官をされた大武健一郎さんの講演を聴く機会がありました。退官後、ベトナムとの交流に尽力されている方で、日本とベトナムの比較や交流の歴史について幅広く語られましたが、その中で、ベトナム人は「70年から100年に1度必ず戦争が起こる」と言っているという話をされました。その理由は、70年経つと実際に戦争を戦った人がほとんど亡くなり、戦争の本当の苦しみや悲惨さをわからなくなってしまうこと、実際に戦った世代から三代が交代し、権力構造が硬直化し、権力を握った人の子孫が優秀でないにもかかわらず、権力と富を独占し、格差が拡大した結果、貧しいけれども優秀な青年に不満が鬱積する、その不満解消に對外戦争を起こすことにあるとのことでした。

引用がいささか長くなりましたが、今年は敗戦後70年目にあたります。集団的自衛権に関する憲法解釈を変更する安保法制に関して、国会で激論がたたかわされています。日本国憲法についても様々な議論がなされています。現代を生きる私達は、日本国憲法が、実際に戦争を経験した当時の国民が、国内外に多くの惨禍と犠牲をもたらした先の大戦の深刻な反省のもとに選びとったものであることを想起すべきではないでしょうか。実質的に憲法を改正するような法制を性急に成立させることにより、我が国が針路を誤ることは決してあってはならないと思います。

弁護士法人 あすなろ

あすなろ法律事務所

弁護士 津田浩克

弁護士 池田直樹

弁護士 岩本 朗

弁護士 原 正和

弁護士 石飛優子

弁護士 室谷悠子

弁護士 増田浩之

弁護士 齊藤優摩

弁護士 杉田峻介

弁護士 平林佳江子

客員弁護士 大櫛和雄

弁護士法人 あすなろ 奄美支所

奄美あすなろ法律事務所

弁護士 正込健一郎／事務局一同

太陽光発電施設の広がりと法律問題 —太陽光パネルの設置にあたっての留意点—



弁護士
杉田 峻介

1. はじめに

再生可能エネルギーの固定価格買取制度ができたことで、自然エネルギー発電への取り組みが全国で進んでいます。特に太陽光発電は、規模の大小を問わず設置できることもあり、住宅や工場の屋根、遊休土地への設置などが爆発的に広がり、自然エネルギー発電量の増加に大きく貢献しています。

その一方で、太陽光パネルの設置に関連して法的な問題が起きることもあります。

2. 太陽光パネルの設置と諸問題

—住宅地において—

まず、都市部での問題として、住宅等の屋根にパネルを設置した場合、太陽光がパネルに反射して、その光が近隣の建物に当たる（部屋等に差し込む）場合があります。実際に、地方裁判所の裁判例ではありますが、反射光により近隣建物の住民（原告）が室内で作業をできなくなったなどとして、設置を行った事業者（被告）に対し、パネルの撤去と慰謝料等の支払を命じた事例もあります。

また、落雪による危険も存在します。太陽光パネルは表面が平滑なので、雪が降って積もった場合、普通の屋根の場合よりも勢いがついて雪が遠くに落下する傾向にあります。そのため、落雪対策が不十分だと、予想外に遠くに雪が落下し、道を通行する人に当たったり駐車されている車を損傷したりして、建物（及びパネル）の所有者（占有者）として「工作物責任」を問われる可能性があります。

これらは「設置した側」が問題とされる例ですが、それとは異なるパターンの問題も存在します。住宅等に太陽光パネルを設置して発電を行っていたところ、横に高い

マンションが建って、時間帯によってはパネルに日があたらなくなり、発電量が減少してしまったというような場合はどうでしょうか。実際にそのような問題が起き、パネル設置者側がマンション建設販売会社に損害賠償を請求した事例がありますが、この裁判では、発電量の減少による被害は「受忍限度」を超えないとして請求が棄却されたようです（ただし、会社側が一定額の補償は行っていたようです）。

3. その他の問題の例

近時は、他人から工場やビル等の「屋根」を賃借してそこにパネルを設置し、発電を行って収入を得るといった「屋根貸し」という方式も注目されています。しかし現行法上、「屋根」の賃貸借には借地借家法の適用がないので、「対抗要件」を備えられず、建物（＝屋根を含む）の所有者が変動したときに新所有者からパネルの撤去を主張されるなどのリスクがあるとされます。これは、法制度上の限界の例です。

ほか、住宅地以外でも、メガソーラーなど規模の大きい発電施設をめぐって、「良好な景観が破壊される」として景勝地の近隣地域での建設が問題とされることも増えています。自治体が一定の区域で発電施設の設置を事実上規制する条例を制定する例も出てきているところです。

4. 最後に

以上、太陽光パネルの設置をめぐる法的な問題の例をご紹介しましたが、太陽光発電設備の設置自体は今後ますます推進されるべきものです。最近では、技術面では建物外壁に設置できるようなパネルも開発されていますし、制度面では、農地を活用したパネル設置などについても規制緩和の動きがあり、今後の取り組みが期待されます。

太陽光パネルの設置にあたっては、設置しようとする場所の周辺環境にも留意しつつ、信頼できる事業者と相談・依頼の上で設置を行うことが大切ではないかと思われまます。設置をめぐる法的なリスク管理については、弁護士もアドバイザーになることができると考えられるところです。



あすなろニュース

●今年も奄美のマラソンに出場

今年も、2月1日に奄美大島で開催された「奄美観光桜マラソン」に、津田・池田・岩本・正込・増田・齊藤・杉田・平林各弁護士、奄美事務所事務局の井川・出村が出場しました。今回は、事務所のTシャツを作って皆それぞれを着て走りましたが、初出場の平林弁護士が女子5キロコースで4位に入賞を果たしました。



来年も上位入賞を目指していきたいところです。

●中学生の職場訪問を受け入れました

最近、小中学校や高校で、職場訪問や職業体験を取り入れる取り組みが広がりつつありますが、杉田弁護士が関わっている教育系NPOを通じての依頼で、2月13日に、大阪市立柴島中学校1年の生徒さん6名の職場訪問を受け入れました。当日は、弁護士や事務局から話をしたり、大阪地裁に裁判傍聴に行ったりして、弁護士事務所の仕事を学んでもらいました。

●TSBネットワークでセミナーを開催

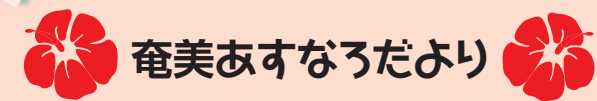
あすなろ法律事務所が加盟している土業ネットワーク「TSBネットワーク」では、いま若手を中心に積極的に情報交換を行っています。

TSBネットワークでは、新しい取り組みの第1弾として、6月13日、富田林市において、「知って得する！相続対策の基礎」という相続に関するセミナーを開催しました。当事務所からは岩本弁護士・増田弁護士が、遺言や相続についての講演を行いました。

初めての試みで参加人数こそ多くなかったものの、参加された方は非常に熱心に話を聞いておられ、手ごたえがありました。セミナーは、今後も定期的開催していく予定です。

●経営革新等支援認定機関に認定

7月2日、中小企業経営力強化支援法にもとづき、あすなろ法律事務所は、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う「経営革新等支援機関」として国から認定を受けました。当事務所は、これまでも中小企業の経営改善・支援業務を行ってききましたが、今後より高い専門性を発揮していく予定です。



奄美あすなろだより

しょうごもり
弁護士 正込 健一郎

奄美に来て早いものでもう6年目になります。毎年恒例の舟漕ぎ大会に向けての練習も始まりました。いよいよ夏も本番です。

奄美でこの仕事をしていると、奄美の良い面も悪い面も見えてくるものですが、今回は、契約について書いてみたいと思います。日本自体が欧米と比べて契約文化が未発達とは言われますが、奄美ではもっと契約文化が発達していません。これは二つのことに現れます。一つは、契約しても契約書を作成しないということ。もう一つは逆に、契約書を作成してもそれに拘束される意識が低いということ。

お金の貸し借り（金銭消費貸借契約）にしても、家の貸し借り（賃貸借契約）にしても、契約書が作成されていないことがままあります。相談に来られて、契約書はありますかということ、「ありません。でも周囲の人はみんな知っています。」というのがよくある流れです。周囲の人が知っているから契約書なんてなくても大丈夫という発想なのでしょうが、相手が否認したとき、周囲の人の証言だけで立証するのはなかなか困難です。

もう一つのケースは、「相手からお金を請求されている」、ということで相談に来られた場合で、幾ら請求されているのですかと聞くと、自身が署名押印した和解書を掲げ、「これだけです」という展開。請求されているのみならず、請求を認めてしまっている訳です。何で、和解書に署名押印する前に相談に来られなかったのかととても残念に思います。

法曹三者で話をしたときも、この傾向は話題になりまして、ある裁判官は、処分証書があっても信用できないんですねと、驚かされていました。

おそらく、人のつながりが強く、周辺の人は皆顔と名前が一致するという背景がこのような契約軽視の傾向に繋がるのでしょうか。しかし、奄美においても、自分の権利を守るために契約文化がある程度発達することが、望ましいでしょう。日常業務を通じて、そのことに少しでも気づいてもらえるよう努力していきたいと思っています。

暑中お見舞い申し上げます

山の魅力に目覚める



弁護士
津田 浩克

皆様、暑中お見舞い申し上げます。忙しさに紛れて運動を怠った影響で、身体がピリッとせず、気分もすぐれない日々が続いていました。

友人の一言をきっかけに、近くの里山を散策する機会がありました。汗をかきながら、川のせせらぎや樹々を渡る風の音、野鳥の囀りに耳をすませていると雑念が消えていきます。この散策の後、660m、1010m、1030mと里山を独りで登るようになりました。私に合っているのでしょうか。山行きが待ち遠しい毎日です。秋に2000m級の山に登ることを目標に、足腰を鍛えています。兵庫県や岡山県の県別山ガイドの本を見ながら、どの山に登ろうかと案案するのも就寝前の楽しみになりました。

皆様も、暑さ厳しき折柄、くれぐれもご自愛ください。

半歩遅れの新刊案内



弁護士
正込 健一郎

今回は、『子どもの難問』(中央公論社、2013)をご紹介します。「死んだらどうなるの?」「過去はどこに行っちゃったの?」などの子どもっぽい率直な疑問を名づける哲学者たちにぶつけるという企画自体がとても挑戦的でワクワクしますね。紙幅の制限から、回答が物足りない部分もありますが、そこはそれ。気になったら、回答者の著作に手を伸ばせば良いのです。個人的にお気に入り、「哲学者って何する人なの?」という問いに対する戸田山和久の「フライング気味の思考の長距離ランナー」という回答。同じ問いに対して入不二基義は「穴」掘りの比喻で答えています。これも良い喩えです。いずれにせよ哲学とは、「前に進め」という圧力に対して、立ち止まることを求める営みなのです。

徳島県上勝町に行きました



弁護士
杉田 峻介

環境への取り組みの関係で、5月末に、徳島県上勝町に視察に行きました。

「葉っぱビジネス」で有名な上勝町ですが、環境・コミュニティの面でも様々な取り組みをされています。町内には、NPOが管理するごみステーションがあり非常に高いリサイクル率を実現して

いるだけでなく、併設されている施設では、地域の方がこののぼりをリメイクして鞆や小物などを作る工房などもあって驚きました。他にも様々なものを見て、お話を聞きました。

印象的だったのは、町の高齢化が進む中で若者を積極的に呼び込んでおられ、実際に移住して来られた若い人が、町内でカフェを始めたり、NPOで活動されたりしていることです。全国的に山間部の過疎高齢化問題が進行していますが、そういった方々が、現状を変えていくキーマンになっていくのだと思います。私も、中山間地域の問題にも関わっていきたく感じるところです。



弁護士
池田 直樹

認知障害犬のニッチな生涯

飯を食べたばかりなのに食べていないと騒ぐ。昼間は寝てばかりいるのに、深夜や早朝に動き出す。ただし食欲だけは旺盛。庭の赤く熟したトマトを、緑の棚から食べごろのキュウリを、要は「えーも」だけを掠め取る。「獲物」は「上手」に「へた」まで食べつくす。「害」はもはや「芸」の域に達している。

とはいえ、散歩後は玄関の石段で立ちすくむ。撫でると喉の腫瘍がはっきりとわかる。末娘の1歳「姉」として、3人きょうだいのすき間(ニッチ)に入り込んで15年間、気ままに生きてきたビーグル犬ユイ。ほら、秋キュウリも植えたから、夏を乗り切れよ。いるだけで、ユイ、お前は「有意」で「結」で「唯」なのだから。そして故郷の老親を大切にしようと思わせてくれるから。



弁護士
石飛 優子

通勤時間の使い方

世のお母さんたちがみなそうであるように、私も子供が生まれてから、自分の時間が一切持てなくなりました。それまで勝手気ままに生活してきた私にとって、これはなかなかキツイことでした。

そんな中で、毎日の通勤時間は私が唯一一人で、自分のために使える時間になりました。小説を読んだり、好きな音楽を聴いたり、考え事をしたり・・・これまで苦痛で退屈だった通勤時間は、今の私にとってストレスを分散し、リラックスできる貴重な時間になっています。ゆっくり映画が見たい、ひとりで買い物が見たい、おしゃれなお店でお酒が飲みたい・・・まだまだできないことは多いですが、もう少しの間、通勤時間のリラックスで我慢しようと思えます。



弁護士
齊藤 優摩

今更ですが...

何を今更と言われそうですが、海外ドラマにはまってしまいました。大学生ぐらいのころに一度どっぷりはまっていたのですが(その頃は「HEROES」(検事ではありません。))、その熱が蘇ってしまいました。そのせいで、ここ最近寝不足気味な毎日でした。

海外ドラマを見だしたのは家のテレビに「Hulu」を入れたことがきっかけです。「Hulu」とは、月1000円ぐらいで、映画やらドラマやらアニメやらなんでも見放題になる動画配信サービスのことです。これが非常に便利で、ボタン一つですぐに見られるので、お店でレンタルすることがばからしくなってきました。

さて、最近見ていたのは「Lost」(これも何を今更と言われそうですが)という海外ドラマで、これは、ある島に飛行機が墜落して、その不思議な島での生存者たちの人間模様を描くドラマです(賛否両論別れる結末ですが)。私的には非常に楽しかったので、みなさんも一度見てみてはいかがでしょうか。



弁護士
岩本 朗

大坂の陣

今年は大坂の陣から400年ということで、大阪市内では様々なイベントが開催されています。私たちの事務所の近くにある本町橋は冬の陣の激戦地のひとつであり、城方が局地的に大勝利を取った史実が伝わっています。5月に歴史博物館で発掘展を観る機会がありましたが、栄華を誇った豊臣時代の大坂が灰塵に帰したことを示す多くの遺物に驚かされました。私が住む堺も焼け野原になり、徳川幕府により都市が再建されました。大坂の陣は日本史上最大の市街戦とも言われ、女性や子どもを含む多くの非戦闘員が犠牲になったようです。東京に強い対抗心を持つ大阪人気質の深層には、踏みにじられた都市の悲劇の記憶があるのかもしれない。



弁護士
室谷 悠子

五感と記憶

フランスの文豪プールの小説『失われた時を求めて』は、主人公が紅茶に浸したマドレーヌの香で幼い頃の記憶を思い出すところから物語が始まります。私は、大学入試でこの有名な冒頭と出会いましたが、賢い人が小難しいことを言っているとしか思えず、20世紀を代表する作家の小説を「読まなくていい本」のリストに入れてしまいました。

ところが最近、五感での知覚を契機に古い記憶が蘇るという体験を何度かし、18歳の私には「失われた時」が(ほとんど)なかったのだということに気がつきました。若いうちは最強ですね。年を重ねないとわからないこともあるとちょっと謙虚になり、プールの小説は「時間ができたら読む本」(岩波文庫で14巻!)のリストに入れ直しました。



弁護士
平林 佳江子

ゴキブリと人間

夏に突然現れる、長い触角とテカテカ光った体をもつ黒茶色の生物、ゴキブリ。先日も、夜中に出くわし、思わず「ギャッ」という声を出してしまいました。突然の出没に驚きつつも、ゴキブリを見ると亡くなった祖母の言葉を思い出します。祖母は元気だった頃、ゴキブリを見て「キャー」と言う私に対し、呆れたようにこう言いました。「ゴキブリなんか何も怖いことあらへん。人間の方がよっぽど怖い。」

ゴキブリは、戦争をして他の命を奪ったりしないし、核兵器を保持することも使うこともない。戦争を経験した祖母にはそんな思いがあったのだと思います。今年戦後70年。いつか、「人間よりゴキブリの方が怖い」と言える時が来るのでしょうか。



弁護士
原 正和

近況のご報告

今年6月に公職選挙法が改正され、実に70年ぶりに、選挙権を持てる年齢が、これまでの20歳から18歳に引き下げられました。私は、縁があり、現在、高校生に民主主義や選挙の意味、若者が投票に行くことの大事などを伝えるまちづくり活動に参加しております。選挙権は持っているだけでは意味がなく、しかもただ単に投票するのではなくてよく考えて投票することが大事であるということ、

どのように話せば高校生によく理解してもらえるかを、仲間たちと工夫しつつ、高校回りをしています。先日は、ある高校で1年生の生徒約280人の前で授業をさせていただきました。高校生の皆さんが興味を示してくれ、多くの生徒たちが「とても良かった」、「将来投票に行きたいと思う」とアンケートに書いてくれたのを見たときは感動しました。忙しい中でも、目先のことや自分のことばかりをするのではなく、未来を見据えた地域貢献活動することの大切さをあらためて感じた次第です。また、話は変わりますが、この度、ある上場企業の社外取締役役に就任させて頂きました。これまでは個別の紛争や相談案件で会社の側に立ってアドバイスや代理人活動をしてきましたが、これからは、それだけではなく、「社外」ではあるものの会社の内部に入っの業務にも励みたいと考えております。



弁護士
増田 浩之

アメフトWC

現在、アメリカンフットボールのワールドカップがアメリカ合衆国オハイオ州カントンで開催されています。同大会は、1999年から4年に1度開催されており、実は日本はこれまでに2回優勝しています。高校時代アメフトをしていた私にとって、これほど熱狂的な行事はないのですが、如何せん未だマイナースポーツのため、

テレビで放送されることはありません。しかし、今大会は、アメリカの専用WEBサイトで、ストリーミング中継で見られるようです。リアルタイムでスタツも見られるとのこと。つくづく便利な時代になりました。これを通じてもっと多くの方にアメフトの面白さが伝わればと願っています。 *本稿執筆時(7月10日)



客員弁護士
大塚 和雄

散るときを知ってこそ花

定年退職制度につき、年齢による差別とする国もあります。若年労働者の減少から、生産労働者の減少を補うために、高齢者の労働を我が国は必要としています。高齢者の雇用のためには、定年退職制度を見直すべきと考えます。仕事から退く時期は、当該本人が自由に決められるのが原則だと思います。

しかし、医者や弁護士のような専門家は、専門家としての能力を欠くに至ったときは、本人の意思に反しても退職の勧奨をする制度が必要だと思います。

ところで、私自身は高齢者になり専門家としての能力にかけりが出てきておりますので、平成27年9月30日限りで新しい訴訟事件の受任はやめることにしました。私が受任をしましても、あすなる事務所には優秀な弁護士が揃っておりますので、今後は本事務所の弁護士が、ご相談させて頂きます。

なお、私は当面は事務所に在籍し、来年には弁護士業務からの引退を予定しています。私をご信頼いただきました皆様には、深く感謝致します。今後とも、あすなる法律事務所を、宜しくお願い致します。

祝・還暦

弁護士 平林佳江子

本年6月9日、同ビル内に入居する公認会計士・税理士・司法書士・弁護士等々のネットワークであるTSB(トータル・サポート・ブレインズ)の12周年記念パーティーが開催されました。もっとも、「TSB12周年記念パーティー」は仮の姿。そのパーティーの真の姿は、弊事務所の代表社員・津田浩克の還暦記念サプライズパーティーでした。

弊事務所の他の代表社員弁護士を中心に、津田弁護士の還暦祝いサプライズパーティーの計画が練られ、津田弁護士にゆかりのある総勢約47名の方々パーティー会場にお集まりくださいました。

パーティー開始後、始めの20分ほどは、TSB12周年記念パーティーであることを装い、TSB結成12周年に関する祝辞等が述べられました。しかし、一連の(嘘の?)挨拶の後、みのり税理士法人の所長 税理士・辻正夫先生のご発声で、実は津田弁護士の還暦祝いサプライズパーティーとの種明かしがされました。(もっとも、実は、津田弁護士は事前に「何かおかしいな」と感じており、弊事務所事務員に対しても色々と質問をしていたようですが、するりとかわされたとのことです。)



辻正夫先生からお話がありましたが、還暦とは、60年で干支(十干十二支)が一回りして再び生まれた年の干支にかえることから、元の暦に戻るという意味があるのだそうです。元の



暦に戻る、すなわち「第二の人生の始まり」です。

パーティーではご出席の皆様が祝辞を述べてくださいましたが、その



ほとんどに共通していたのは、「津田先生、まだまだ走り続けてください。」という言葉であったように思います。その言葉を象徴するかのように、弊事務所アソシエイト弁護士一同からは、還暦祝いのプレゼントとして、津田弁護士にランニングウェアを贈りました。私は、弁護士として働き始めて約半年、還暦までは後約30年、第一の人生のまっただ中を奔走中です。これから、第一の人生を土台に第二の人生を歩み始めた津田弁護士から、様々なことを吸収したいと思っております。

最後になりましたが、当サプライズパーティーにご協力・ご尽力いただいた皆様方に心より感謝申し上げます。

日本環境法律家連盟

今年の総会は、5月30日に徳島県上勝町で開催されました。新たに池田直樹弁護士がJELF理事長となり、二つの新規プロジェクトが発足しました。

一つは、NPOや社会的企業の「組織の健康診断プロジェクト」。

その目的は、①NPO等の資金調達の基盤整備支援、②JELFの事業拡大、③若手弁護士の育成にあり、依頼を受けた団体の組織運営に対して、法的支援を行うものです。

もう一つは、環境NGO・NPOに対する遺言寄付支援プロジェクト。

これは、財政基盤を強化したい環境団体と協定を締結し、その組織の遺言寄付プロジェクトを共同で立ち上げようという試みです。

もちろん、今後も環境訴訟の積極的活用が、JELFの重要な活動の軸の一つであることに変わりはありません。今年も若手弁護士を中心に様々な事件(森林保護、斜面地開発等)に取り組んでいます。

尚、新規プロジェクトの詳細については、JELF関西のホームページをご覧ください。

夏期休暇お知らせ

誠に勝手ながら、弊所では、右記の期間を夏期休暇とさせていただきます。

ご不便をおかけいたしますが、何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。

◆大阪事務所：8月13日(木)～8月14日(金)

◆奄美支所：8月26日(水)～8月28日(金)

